

会 議 録

会議の名称	第 18 回枚方市自立支援協議会 全体会
開催日時	令和 8 年 1 月 29 日 (木) 10 時 00 分から 12 時 00 分まで
開催場所	枚方市役所別館 4 階 第 3 委員会室
出席者	長尾 祥司 富谷 優子 日野 裕 西川 滋人 山中 いずみ 米川 舞 乾 恵理 三田 優子 安田 雄太郎 中川 敬介 亀谷 明美 中岡 将基 内田 拓洋 桐山 広子 山本 雅英 末次 博典 説明員：相談支援センターわらしべ 堀田氏（相談支援センター職員） 地域支援センターゆい 網代氏（相談支援センター職員）
欠席者	
案件名	1 7 相談支援センター相談実績報告 2 枚方市自立支援協議会幹事会及び各部会からの活動報告 3 行政からの報告 4 その他
提出された資料等の名称	資料 1 令和 6 年度 7 相談支援センター事業報告 資料 2 幹事会活動報告 資料 3 相談支援部会活動報告 資料 4 地域移行部会活動報告 資料 5 精神障害者地域生活支援部会活動報告 資料 6 就労支援部会活動報告 資料 7 枚方市障害者計画（第 5 次）等の策定について 資料 8 委員提出資料 参考資料 1 枚方市自立支援協議会設置要綱 参考資料 2 第 9 期枚方市自立支援協議会委員名簿
審議事項	各委員より、相談支援センターの事業実績及び自立支援協議会各部会の活動についての報告等をし、意見交換を行った。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公開
傍聴者の数	5
所管部署 (事務局)	健康福祉部 福祉事務所 障害企画課

審 議 内 容	
座長	第 18 回枚方市自立支援協議会を開催します。事務局から報告をしてください。
事務局	事務局を代表し、福祉事務所次長から挨拶をします。 (次長挨拶)
事務局	次に、委員の構成と参加者について説明します。 令和 6 年度の本協議会において、委員の構成について、自立支援協議会の設置要綱で、障害者相談支援事業に係る事業所と記載されていることから、全ての事業所が参加すべきではないかと意見がありました。これを踏まえ、今年度より地域活動支援センターⅢ型併設の相談支援事業所、野の花がメンバーとして参画されています。また、設置要綱において、障害者相談支援事業に係る事業所からの委員を、管理者に限定していましたが、事業所において、管理者を委員として選出することが難しくなった状況を鑑み、事業所を代表する者とその範囲を改定しました。このような見直しを踏まえ、相談支援事業所からの委員は引き続き管理者もおられますが、それ以外で、事業所の代表者としての委員がおられることを報告します。 また、設置要綱に関する専門部会の委員について、これまで規定が明確でなかったため、要綱第 3 条の 3 に臨時委員として依頼する旨の改定を行ったので、併せて報告します。 なお、設置要綱の改定は、令和 7 年 3 月 31 日付で実施し、改定内容については、昨年 12 月 10 日付の本会議開催案内を送付したメールに添付し、案内したが、本日改めて報告します。 それでは、各委員をご紹介させていただきます。 (委員紹介)
事務局	なお、本日の協議会の出席状況は、本協議会委員 16 名中 16 名全員が出席していることを報告します。 続いて、事務局職員を紹介します。 (事務局紹介)
事務局	続いて、本日の会議資料を確認します。 資料 1 令和 6 年度 7 相談支援センター事業報告 資料 2 幹事会活動報告 資料 3 相談支援部会活動報告 資料 4 地域移行部会活動報告 資料 5 精神障害者地域生活支援部会活動報告 資料 6 就労支援部会活動報告 資料 7 枚方市障害者計画（第 5 次）等の策定について 資料 8 委員提出資料 参考資料 1 枚方市自立支援協議会設置要綱

	<p>参考資料2 第9期枚方市自立支援協議会委員名簿</p> <p>本日の案件を説明します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 7相談支援センター相談実績報告 2 枚方市自立支援協議会幹事会及び各部会からの活動報告 3 行政からの報告 4 その他
座長	<p>本日、傍聴希望者はおられますか。</p>
事務局	<p>5名おられます。</p>
座長	<p>傍聴者に入っていていただいでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
座長	<p>入室を認めます。</p> <p style="text-align: center;">(傍聴者 入室)</p>
座長	<p>案件1「令和6年度7相談支援センターからの事業報告」をお願いします。</p>
説明員	<p>(資料1 令和6年度 7相談支援センター事業報告に基づき、報告)</p>
座長	<p>ただいまの報告について、質問、意見がある人はおられますか。</p>
座長	<p>課題がいつも沢山上がってきますが、焦点を絞って、来年度はこれをやってみたいとかができたらいいと感想でした。</p> <p>それでは、案件2「枚方市自立支援協議会幹事会及び各部会からの活動報告」で、幹事会と部会から報告をお願いします。</p>
A 委員	<p style="text-align: center;">(資料2 幹事会活動報告に基づき、報告)</p>
B 委員	<p style="text-align: center;">(資料3 相談支援部会活動報告に基づき、報告)</p>
C 委員	<p style="text-align: center;">(資料4 地域移行部会活動報告に基づき、報告)</p>
D 委員	<p style="text-align: center;">(資料5 精神障害者地域生活支援部会活動報告に基づき、報告)</p>
E 委員	<p style="text-align: center;">(資料6 就労支援部会活動報告に基づき、報告)</p>
座長	<p>幹事会と部会からの報告でしたが、皆さんから質問、意見はございますか。</p>

F 委員	<p>幹事会報告の③のその他の指定福祉避難所の指定に係る説明会について、この説明会の資料の内容がここに出ていない、委員に対して示されていない理由を教えてください。この報告書の記載だけでは内容がわかりません。また、今日の資料の中には、ワーキンググループ会議の説明は何もないのですが、これは後でデータが出てくるのでしょうか。</p>
A 委員	<p>昨年、拠点事業の概要は出しています。ワーキングに関して、基本は非公開なので、行政報告の中から話はあると思います。</p>
事務局	<p>後ほど行政報告で、今年状況について報告します。</p>
F 委員	<p>指定避難所の資料はどうでしょうか。</p>
A 委員	<p>幹事会で報告を受けたという内容なので、おそらく関係機関は持っている、必要なら行政から配付してもらえればと思います。</p>
事務局	<p>資料として、どこまでの事業所に提供するかは検討させていただきます。できる範囲で情報提供はしたいと思います。</p>
F 委員	<p>8月6日の説明会の後に、説明会があったと聞いて、資料の提供を求めましたが、案の段階なので出し渋られました。後の議論にも関係してきますが、生活介護事業所を呼んで説明会をしているのに、なぜ資料を協議会に示すことの判断に困るのでしょうか。私の感覚的には理解ができません。しかも事業者連絡会の会長として要求しても出し渋られるのは、協議を避けているのかと思わざるを得ません。今日もこの指定避難所の資料が出ていません。生活介護事業所には、手を挙げた方には配られています。また、ワーキンググループに関して、前回の社会福祉審議会の障害福祉専門分科会の前のワーキンググループ会議で、障害福祉専門分科会のワーキンググループなので障害福祉専門分科会に一定の報告はすべきであると行政に言ったが、出てきませんでした。非常に情報がクローズで、案の段階で意見を交換する、協議すると言いながら、それについて示されないのはどういうことでしょうか。見解をお聞かせください。</p>
事務局	<p>委員がおっしゃることは理解できます。福祉避難所について対象施設を限定したところもありますが、自立支援協議会の委員に情報提供させていただきます。</p>
事務局	<p>地域生活支援拠点の資料についてお答えします。 今年度7月と8月、ワーキンググループ会議を開催し、昨年度いただいた意見等をまとめた内容を基に、具体案をワーキング会議でお示ししました。それを踏まえ、現在、市の内部で協議中であり、一定の段階になったら、まずはワーキンググループ会議で、お示しする予定です。ワーキンググループ会議は2月17日に予定をしています。同会議で、事業内容をお示しし、その後、3月30日の障害福祉専門分科会でも報告いたします。また、自立支援協議会の委員にも情報提供をしたいと考えています。</p>

F 委員	<p>協議会なので協議をしたい。報告ではなく、3月のワーキングは私も出ているので知っていますが、協議会の委員は協議をする機会がないので協議をしてほしい。報告しますというのは決まったことを報告だけで、きちんと協議をしてほしいと思います。</p>
座長	<p>先ほど、事業所には今度お配りできるかもと言ったのですが、私は事業所には入っていないし、当事者委員も何のことか分からないと思います。この協議会は、事業所の方だけで構成されているわけではありません。ほかの案件も含め、今説明を聞いて、中身が少しも分からない、報告をして終わりというのはいいのでしょうか。部会も一生懸命やっているのに、困り事をほかの部会同士でもんでいるのとか、幹事会でやっているのかなど、理解はしましたが、ここでは何をしたらいいのか。報告をしますとおっしゃいますが、本当にくれるのかなと思いつつ今聞いています。</p> <p>さっきのいろんな研修会、面白いことをやっているのも、どうやって告知しているのでしょうか。ホームページをつくったり、SNSのサイトをつくって枚方市の幹事会案内でもいいし、部会というのは自立支援協議会についているもので、幹事会についているものではありません。自立支援協議会の活動として、オープンにして、いろんなことを共有できたら、もっと人も集まるし、そこで出てきた成果や配られたものを、書けばいいのではないのでしょうか。どこまでしか出してはいけませんとか、案なので確定版ではないとか、情報を共有していけばよいのではないですか。自立支援協議会で、何の協議をしているのかと思っていましたが、今の質問も関係しているのかなと思います。</p> <p>幹事会の報告も出ましたが、それは部会で出てきた困り事とどう関係しているのでしょうか。ここで幾つかのポイントにして議論するのが自立支援協議会だと、私は10年以上前から理解していますが、そのための材料が今日は見えませんでした。部会でも資料を読むだけではなく、ここでみんなに聞きたいものや言いたいことを言わないともったいないと思います。</p> <p>当事者委員や何人かの委員は、いろんなことに関係していませんが、何のためにここに座っているのか。報告をして終わりでもいいのかと思います。</p> <p>だから、F委員の意見も、配れる物と配れない物があるのは分かっています。それを説明できないのが問題で、いつかまたと言って、ごまかそうとすると信頼関係もなくなる。いつまでに報告するとか、いつまでに形ができそうなので、という目安や経過報告をきちんとしてください。</p> <p>今の幹事会報告、部会からの報告について意見質問あったらお願いします。</p> <p>また最後に、F委員の意見にも少し関係するかもしれないのでお願いしたいと思います。いろんな部会で、部会の下に委員会とかあって、どれだけ会議があるのだと思いつつ、皆さん忙しい中、大変かと思うが、充実した集まりになるよう、お伝えしておきます。</p> <p>では、案件3「行政からの報告」についてお願いします。</p>
事務局	<p>(資料7 枚方市障害者計画(第5次)等の策定についてに基づき、報告)</p>

座長	今の報告について、質問意見あったらどうぞ。
G 委員	枚方市の障害者計画の元となるアンケートを、昨年 11 月に取ったというので、まだ日数たっていませんが、どれぐらいの回答率か、その有効回答をどれぐらいだったら、政策に反映させるか、実数に反映させる等、何かそういう考え方があれば教えてください。
事務局	まだ集計中で、全体の回答数等まだお答えができない状況です。
座長	行政説明がもう一つあるということで、お願いします。
事務局	<p>令和 7 年度において、こちらで実施してきた取組について、何点か報告します。</p> <p>1 点目、旧市立くすの木園の跡地について報告します。</p> <p>津田東町にて、市立の生活介護事業所を運営していたものが、令和元年に民営化し、移転により跡地が更地になっている状態。そこで重度障害者向けのグループホームの設置について取組をしています。</p> <p>令和 6 年度、旧市立くすの木園跡地を無償貸与することで主として重度障害者を受け入れるグループホームを、民間法人により実施するという方針で、新たに立ち上げたくすの木園旧園舎跡地整備事業者選定審査会での審議を経て募集要項を決定し、令和 7 年 6 月公募を実施して、10 月 20 日の同審査会において選定審査を行い、10 月 27 日付で審査会の答申を得て、実施法人を決定しました。今後、令和 8 年度中に施設整備を完了し、令和 9 年度当初に事業開始をできるよう取組をしています。</p> <p>2 点目、委託の相談支援事業者を公募している件についての報告ですが、障害者相談支援事業と地域活動支援センター事業併設の上で、市の委託事業として市内 7 か所で実施しているところですが、そのうち 1 つの受託法人わらしべ会が今年度末で、市からの受託を辞退することになり、それに伴い障害者相談支援事業と地域活動支援センター I 型事業の両事業を新たに実施する法人を公募したところ、12 月 1 日付で一般社団法人野の花会を実施法人として決定しました。</p> <p>野の花会は現在、市の委託先の 7 か所の 1 つで、障害者相談支援事業と地域活動支援センター III 型事業を実施していますが、この決定に伴い相談支援事業と I 型事業を行うため、今実施している相談支援事業と地活の III 型については辞退することになり、その事業所 1 か所分が空白になるので、再び相談支援事業所を実施する法人を公募することになり、1 月 6 日から募集を開始しています。今後は、2 月 10 日から 2 月 20 日の間に申請を受け、審査会において法人の選定を行っていく予定です。</p> <p>3 点目、地域生活支援拠点等における体験の機会・場の整備について。</p> <p>障害者総合支援法により、市町村が設置に努めることとあり、地域生活支援拠点等の 5 つの機能の 1 つである障害者の地域移行を推進するため障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能について、整備がされていない状況ですが、障害福祉専門分科会で意見をいただき、地域生活支援拠点の整備や地域移行について議論をしていくワーキンググループ会議を設置し、そちらで令和 6 年の 6 月から今年の 8 月にかけて、そ</p>

	<p>の体験の機会・場の事業の在り方について、協議を行い、その内容を踏まえ、事業の実施に向け、市の内部で協議を行っています。</p> <p>今後は、2月17日に予定しているワーキンググループ会議で、事業内容について説明を行う予定。3月27日実施の障害福祉専門分科会において報告する予定。また、自立支援協議会の委員の皆様にも、追って情報提供をさせていただきます。</p>
座長	<p>質問意見ありましたら、どうぞ。</p>
G 委員	<p>地域生活支援拠点事業に関して、1年前のこの会議で、同じような質問をしたのですが、整備自体は整っており、協力法人は決まっているが公表できない。利用するためのプロセスを明示されてないというところで、去年は終わっていたと思います。1年どうなったかなと今日は聞かせてもらおうと思いましたが、今の説明を聞くと、5つの機能のうちの体験とかの言及はあったのですが、ワーキンググループ会議で現在協議をしているところなので、実際にこれは整っているのか、まだ機能として十分ではないのか、どの段階なのか。これが整っているのであれば、利用したい方たちに対して、どのような情報提供を考えているのですか。昨年までの話だと、困っている人がどこに相談したらつながるのかということも分からず、去年の相談支援センターの報告書の中にも、急務だと書いてありましたが、相談支援事業所がどのようなプロセスを取ればいいのか明確になってないと、昨年も質問をしました。</p> <p>現状がどうなっているのか。もし整っていないのであれば、これからどれぐらいの時期を目指して着地点を決めているのか。最終的に決まった内容を利用したい人たちのために、どのような形で情報提供、広報するのか、ぜひ聞かせてください。</p>
事務局	<p>体験の機会・場については、ワーキンググループで約1年かけて議論した内容を基に、市の内部で事業化に向けて調整中です。</p> <p>2月17日のワーキンググループ会議では、その辺りをお示しできるかと考えていますが、我々が今協議している内容は、来年度実施に向けて、協議調整中ということです。事業開始になったら、市としても広報はしていきます。</p>
G 委員	<p>令和8年度中に整備するという理解でよろしいか。</p>
事務局	<p>その理解で結構です。</p>
G 委員	<p>私は知的障害のある方が利用するグループホーム、生活介護、いろんな支援を行っている法人に所属しています。実際、利用者さんからのニーズは非常に多いです。ただ体験してみたい、チャレンジしてみたい、緊急のときにどこに相談したらいいのか。その受皿は、契約している事業所が担っているというのが現状かと思いますが、その枠がいっぱいになっているという状況であれば、新しくチャレンジしたい人たちはどういう方策を取ればいいのか。その期待を一身に背負っているのが、地域生活支援拠点事業だと思います。本日の報告の中でも、いろんなワーキンググループであったり、部会のほう</p>

<p>座長</p>	<p>でも地域の生活を望む方っていう声、たくさん届いていると思います。それを実現していったこそ、枚方市はみんなが住みやすい街だよっていうところにつながっていくと思います。難しいところはたくさんあると思いますが、協力できるところはしたいので、ぜひいいものを実現していただきたいと思います。</p> <p>ほかいかがでしょうか。</p> <p>次に、案件4「その他」で、F委員から資料が提出されています。それについて、F委員からお願いします。</p>
<p>F委員</p>	<p>(資料8 委員提出資料に基づき、報告)</p> <p>補足で、繰り返しになりますが、3月の社会福祉審議会障害福祉専門分科会で地域生活支援拠点について報告することですが、審議会は審議するところであり、社会福祉報告会ではないのです。報告する、情報提供するという言い方、一貫して確定したものしか情報が出てこないという在り方、この何年間か指摘しているが、非常にそういった行政の、あるいは幹事会の構造、体質なのか分かりませんが、それが非公開の場で決められて、確定したものしか我々は見られないという構造を改めるべきだというのが提案の核心です。</p>
<p>座長</p>	<p>では、市から見解について、回答をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>質問1の令和5年1月の設置要綱改定について、どのような提案や理由などで手続をして改定されたか。令和4年度に市で機構改革が行われ、委員構成の中で行政職員が従前は健康福祉部長となっていました。健康福祉部の中の福祉事務所長が部長職に変更になったことから、委員の職を健康福祉部長から福祉事務所長へ変更することが必要になったため、改正を行う必要がありました。</p> <p>市で要綱を改正する際、1つの部分の改正といっても、ほかの部分について市全体の要綱等の条文とのバランスも含め一定協議をし、ほかの部分の文言等の修正も行うことがあり、市として外部連携組織の設置要綱の書式を統一している流れがあり、その中で関連する文言の整理を同時に進めることになりました。その文言の整理は、法務を担当している部門と例規協議を行った上で改定を行いました。</p> <p>外部連携組織は、市と外部の関係機関・団体との意見交換や重要事項の連絡、または関係団体・機関との連絡調整を図るための場であり、審議会等の附属機関と違う位置づけになっており、会長職を置く必要がないということで、会議の進行を管理する座長という表記に変更しました。</p> <p>それから、会議成立の条件や会長が招集するという規定は、協議会でもルールが設定できるということから削除し、さらに運営についての取決めも要綱を市で定める必要はないということから、補足で別に定めるという旨の記載の変更になりました。</p> <p>質問2について、改定前の設置要綱では会長が協議会に諮って定めるところ、協議会に諮られていないということ。改定前の設置要綱の第11</p>

	<p>条は、この要項の定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は会長が協議会に諮って定めるとあった部分、要綱については市において制定・改正するものとなっており、改正そのものが無効ではないと考えています。しかしながら、今後改正にあたり、協議会の意見も伺いながら丁寧に進めたいと考えています。</p>
F 委員	<p>他の条文との比較の上で設置要綱を変えた旨の説明でしたが、どのような要綱等と比較して、このようになったのか。設置要綱について、運営に関し必要な事項は会長が協議会に諮って定めると書いていますが、設置要綱は運営に関して必要な事項は書かれてないということですか。</p>
事務局	<p>例規の整理上、他の組織の位置づけとして外部連携組織という位置づけの組織を市で定めており、その運営に関して要綱で定めるか、もしくは要領等で定めることとなります。その中で外部連携組織について、要綱に書かれている条文がおおむね統一されたということで、ほかの外部連携組織にあたる組織の部分の条文と合わせていったということです。</p> <p>改正について、運営に関し必要な事項と関連がないかということでしたが、要綱は市で制定・改正を行うものです。</p> <p>運営について、運営の内容の縛りを強める形での改正になっていなかったと思われるので、先ほどのお答えになりました。</p>
F 委員	<p>質問に対する答えになってない気がするが、私には理解ができない。皆さんはどうでしょうか。</p>
座長	<p>他の委員から質問、意見あったらどうぞ。当時、委員ではなかった人もおられますが、今ここに私たちがいるのも要綱に従って選出されています。いかがでしょう。</p>
G 委員	<p>理解しようとしたのですが、なかなか難しいので的外れな質問になるかもしれません。</p> <p>質問1は、簡単に答えることって、難しいのでしょうか。諮問機関、関係団体とかいろいろ出てきましたが、その実態もつかめないし、手順が間違っているのだったら、手順は訂正してとか、あるいは委員に諮る必要があるのだったら、その手順を入れるだけで解決するのであれば、そのほうに進んだほうがいいし。私では理解できなかったもので、簡単に言うとうどういうことなのかなと教えてください。</p>
事務局	<p>誰という個人を指し示すものではなく、障害担当の部署で部長に当たる者を自立支援協議会の行政職の委員として充てることになっていて、それまでは健康福祉部長が委員だったところを、福祉事務所長が部長職になったので、健康福祉部長ではなく福祉事務所長を委員とするために、改正しました。</p>
座長	<p>市が必要に迫られてやらざるを得なかったと。 問題は手続だと思います。普通は要綱を変更するときは、既にある要綱で</p>

事務局	<p>委員もいるわけなので、審議事項になる。そして、その審議事項で承認を得られたら、その要綱に令和何年に何々ついて変更しましたという記載をするというのが普通だと思います。その手続が経られてないというのが、委員の言っているところだと思います。</p> <p>今回の要綱改正について、部長職が変わったということもあり、それに伴い見直しを行いました。あとは、外部連携組織について、先ほど説明をしましたが、これは市の組織の考え方が新たに出てきて、その部分に沿って見直しました。</p> <p>市で手続きをすれば要綱は制定されるものですが、協議会に関係している皆様の意見を伺いながら進めていくのが適当であったと反省をしています。</p> <p>委員のご提案を踏まえ、要綱を改正するかどうか、自立支援協議会の組織の在り方にも関わる話なので検討の上、まずは幹事会に提示をして協議を行いたいと考えています。そして、全体会に提示して協議し、皆様の意見をいただき要綱改正をする形で進めていきたいと考えています。今後改正する際は、皆様の意見を踏まえ、進めてまいります。</p>
座長	<p>1年後のこの自立支援協議会でということでしょうか。</p>
事務局	<p>全体会はここ数年、年1回ということで、年度終わりぐらいの時期の開催となっており、全体会の開催の頻度について、検討する必要があると思います。提案を踏まえ今後協議を進めていき、令和8年度の上半期には、全体会の開催をお願いし、その場で案を提示できればと事務局としては考えています。</p>
F 委員	<p>法制度的におかしい。例えば互選で会長を決める、2分の1以上出席しないと開催できない、委員に諮られる。これは委員の権利であって、これは規定、縛るものであり、設置要綱自体が市の権限だけで変えられるというのは、これは矛盾していると思います。幹事会の権限が非常に不透明。非公開で何を議論しているのかよく分からないし、結局この協議会の委員は結果だけしか報告されていない。協議に参加できないということは非常に大きな問題です。そこをまずは幹事会で議論してもらっても構わないが、上半期と言わずもっと早い期限を今、明示していただきたい。別に議事録が残る公開の会議の前に全体の委員、2分の1以上じゃなくてもいいので、協議をする場をもっていただきたい。何月にまでにそれをもつという回答をいただきたいと思います。</p>
座長	<p>改正しない場合もあるかもしれないが、それについて市でまとめたものを、みんなでこれがよく分からないとか、どういうことですかとかということをお話し合う場を設けるといっていいでしょうか。</p>
事務局	<p>先ほど説明したように自立支援協議会全体会は、事務局としては上半期で開催をしたいと考えています。今提案をいただいたので、今後の進め方について、調整をさせていただきます。決まった内容については報告をさせていただきます。</p>

F 委員	<p>私の意見は、行政と幹事会だけ非公開で決める在り方が問題ということ。例えば要綱の手續に関して、在り方の1つの表れでもあるとされていて、その在り方を変えるべきだと言っています。その在り方をまた行政と相談支援センターだけで議論するのは、これは問題なのでは。幹事会は7名、全体では福祉事務所長を除けば15人。何でそこにハードルをもうけるのか。協議会は協議の場なので、全体会の前にこの要綱がどうあるべきかの会議をもつていただきたいと思います。</p>
座長	<p>今それをする・しない・いつとかは、答えるのは難しいかと思えます。本当に検討いただきたいと、一番すっきりするのは違反だとまで言われているので、法的にこれが問題であったのかを詳しい方に聞いて、私としては提案したいと思えます。</p> <p>F 委員、それでよろしいでしょうか。</p>
F 委員	<p>はい。</p>
座長	<p>貴重な意見を、書類作って本当にありがとうございます。</p> <p>最後に、どなたか何か意見あったら、今日発言されてない方も含めてどうでしょうか。</p>
H 委員	<p>F 委員、ご提案ありがとうございます。</p> <p>私も今日この会議に参加し、次第をまず見させていただき、感じたのが先ほど事務局からも回答があった年1回の開催で案件が全て報告案件になっています。一委員として言うと、F 委員の言う協議会なので、何かしら協議をする場でないといけないと。幅広いものになるので、全て全体会でというわけにはいかないの、幹事会や部会があったりします。少なくとも年度の当初に、今年度はこういった協議をしていきましょう。これは幹事会でやりましょう、これは部会でやってもらいましょうと、全体会で決められるような、そういう協議ができたらいいいのかなと思えます。本当に幹事会の資料であったり、部会の資料を読ませていただき、すごく丁寧にやっていただいていると分かりました。私としてはこういう部会、幹事会というのは残していったらいいと一委員として感じます。</p> <p>それと、座長からも先ほどあったように、すごくいい取組を部会とかでやっているのに、報告だけでというのはすごくもったいないと思えます。そうすると、年度の当初に部会としてはこういう活動を今年度やっていきます。こういった講演会もやっていく予定なので、皆さん、ぜひ参加していただきましょうと呼びかけることもできると思えます。</p> <p>それと、情報が中に籠もり過ぎている、もう少しオープンになってもいいのではないのでしょうか。この御時世なので、全て公開でいいと思えます。それをどこが担うのか。ホームページをつくったり、全て行政でと言われると、一委員の立場なので、行政の立場で言ったらいけません、やっぱり業務量も大変でして、F 委員からの提案の中にもあったが、行政も現在業務量過多になっており、人手不足もあるので、それも踏まえ、では情報発信はどこがやっていこう、事業所と協力してやっていこうといった議論をできればいいと思えます。</p>

座長	<p>まず、それをやるにはF委員から提案のあった要綱、ここをしっかりと作り込まないと次に進めないと思うので、先ほど事務局から上半期との回答でしたが、できるだけ速やかに要綱の案を示し、皆さんで議論し、よりよい自立支援協議会になっていけるよう、そういったものをつくっていただければいいと考えています。</p> <p>ほかに意見がなければ、事務局から連絡事項についてお願いします。</p>
事務局	<p>委員の皆様の改選について報告します。</p> <p>改選にあたり、案内させていただいていますが、本協議会の委員の任期について、この1月31日をもって2年の任期が満了となります。先日、委員の皆様の推薦団体に対し、改選に伴う委員の推薦依頼を行ったところ、既に推薦を頂戴している団体もあり、引き続き委員を務めていただく方には改めてよろしくお願ひいたします。また、今期をもって満了となる委員の方については、本協議会において多大なる御協力を賜り、事務局を代表して御礼申し上げます。ありがとうございました。</p>
座長	<p>最後に私自身が今回これで任期満了ということなので、お世話になりました。ありがとうございました。</p> <p>自立支援協議会の会長をやってきましたが、最後に枚方でのこれからの希望は、自立支援協議会はほかの委員会とは全然違うものだということです。民間も行政も一緒になって協働して意見を言い合い、協議する場。それがなかなか実現できないままに終わってしまうのは残念ですが、少し今、芽が見えたのかなと思います。</p> <p>一番感じたのは、行政は叩かれるのではないかと、下手に情報を出したら何かいろいろ言われるのではないかと、びくびくしている感じと、民間が行政と一緒に働くというところで遠慮し過ぎ。誰が一番それで被害を被るかといったら利用者です。いろんなことをやって変わっていかない、それはお金がない、人手がないのはみんなも一緒。その中で知恵を出し合い、部会でこんな議論したけど、もう分からないから、ここに上げてみんなの知恵をくださいっていうのが協議会で、私はそれを見せていただく場だと思っています。行政の方はいろんな能力があって、こんな図を作ってくれないかと言ったら、すぐに作ってくれるとか、私は自立支援協議会の一番の財産は、行政の方と一緒にいろんな仕事ができたと。それが枚方でもっとできてよかったと思っています。この協議の場、皆さん忙しい中、時間を割いて、2時間あるわけなので、とことん利用するというのが利用者の暮らしが少しでもよくなることにつながると信じてやっていただけたらと思います。当事者委員が2時間ずっと座っていて、なかなか語れなかったというのも、これは合理的配慮も含めてどうなのだろうと思ったりもしました。</p> <p>いずれにしても、次の座長がいると思うので、注視して対応を見ていきたいと思っています。自立支援協議会の活動が、ますます盛り上がることを期待しています。どうもありがとうございました。</p> <p>では、本日の自立支援協議会を閉会したいと思います。</p> <p style="text-align: right;">(会議終了)</p>